

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いづれも市役所5階相談室507

備当日直接

LGBT人権相談

相談員 トランスジェンダー当事者
11月9日(水)17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いづれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30

②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)

③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会

②藤田事務所(藤田町4-20-1)

③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

TEL06-6992-2715

毎月	場所	11月
第2火曜日	北部	8日
第3火曜日	錦	15日
第4火曜日	八雲東	22日
第2木曜日	南部エリア	10日
第3木曜日	東部エリア	17日

毎月	場所	12月
第1木曜日	庭窪	1日

時すべて10:00～12:00

健康診断全般について
問保健給食課学校保健担当
TEL06・6995・3154

新1年生の健康診断
令和5年4月に小学校または義務教育学校へ入学する児童のいる家庭へ、入学前健康診断の実施日時を記載したはがきを10月下旬に送付しました。
本市へ住民登録をしていない場合や、10月2日以降に転入した場合および実施日に受けられない場合は、保健給食課へ連絡してください。
また、外国籍の就学希望者は、学校教育課へ就学申請が必要です。
当日は、内科・歯科検診、視力検査を実施します。事前に検温の上、マスクを着用してお越しください。
時・場通知はがき参照
持通知はがき、母子健康手帳、上靴、靴袋

新1年生の健康診断

令和5年4月に小学校または義務教育学校へ入学する児童のいる家庭へ、入学前健康診断の実施日時を記載したはがきを10月下旬に送付しました。
本市へ住民登録をしていない場合や、10月2日以降に転入した場合および実施日に受けられない場合は、保健給食課へ連絡してください。
また、外国籍の就学希望者は、学校教育課へ就学申請が必要です。
当日は、内科・歯科検診、視力検査を実施します。事前に検温の上、マスクを着用してお越しください。
時・場通知はがき参照
持通知はがき、母子健康手帳、上靴、靴袋

就学申請について

問学校教育課

TEL06・6995・3155

令和3年度対象「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を作成

市教育委員会では、法律に基づき、毎年度、本市の教育行政の点検・評価を行い、「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を作成しています。これは、前年度の教育行政を振り返り、教育委員会が自己評価するものです。
この報告書は、市立図書館・市内各コミュニティセンター・守口文化センター・市役所1階総合案内・市役所2階情報コーナー・市役所6階教育委員会事務局および下の二次元コードから閲覧できます。

年末調整説明会のお知らせ

令和4年度年末調整説明会を次のとおり開催します。
事前申し込みが必要ですので、電話またはメールにて問い合わせてください。

時11月21日(月)午後2時～4時

場門真市民文化会館(ルミエールホール)小ホール

定150人(定員になり次第締め切り)

問門真納税協会

TEL06・6908・0631

kadoma@nk-net.co.jp

保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間がはぶけ、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。
市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

▽申請手続きに必要なもの

- ・預貯金通帳またはキャッシュカード
- ・届け出印
- ・被保険者証

▽市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要です)で口座

振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いきれない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。
問保険収納課
TEL06・6992・1537・1538

国民健康保険・後期高齢者医療

平日夜間・休日窓口開庁

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。
なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 11月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)いずれも午後5時30分～8時

休日 11月27日(日)午前9時～午後1時

注平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
場・問保険課
TEL06・6992・1545

STOP!薬物乱用

10月～11月は麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動月間です。
大麻は心身にさまざまな悪影響を及ぼします。正しい知識を持って薬物乱用のない社会を作りましょう。

乱用される薬物 麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・MDMA(錠剤型合成麻薬)・シンナーなど

問大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
TEL06・6941・9078

適切な受診で医療費の適正化を

整骨院や接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合や、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています(下表)。適切な受診による医療費の適正化に、理解と協力をお願いします。

問保険課
TEL06・6992・1545

問大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時30分)
TEL06・4790・2031

	医療保険が適用できる場合	注意点
柔道整復師による施術	・打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)など ・骨折、脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意書が必要)	・肩こり、筋肉疲労は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ負傷を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名またはば印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。
はり師・きゅう師による施術	神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎ねんざ後遺症など	・医療保険の適用には、医師による同意書または診断書が必要です。 ・疲労回復や慰安を目的とした施術は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ疾患を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。
あん摩マッサージ指圧師による施術	筋まひ、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例	・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名またはば印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。



問教育総務課
TEL06・6995・3152

守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)の策定およびパブリックコメント実施結果の公表

「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)(案)」について、パブリックコメントを7月1日から7月31日まで実施した結果、5件の貴重な意見をいただきました。

パブリックコメントでのご意見を踏まえ、新たに「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)」を策定しました。

歳末夜警出陣式

「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)」およびパブリックコメントの意見と本市教育委員会の考え方については、守口市教育委員会のホームページで閲覧できます。
問教育総務課
TEL06・6995・3152

警察・消防等の関係機関との連携のもと、市防犯委員会、市消防団が実施している地域の防犯・防火活動について広く周知するとともに、歳末夜警活動に向けて決意を新たにし、防犯・防火意識の向上を図るため、歳末夜警出陣式を実施します。

時11月28日(月)午前11時
場カナディアンスクウェア
問危機管理室
TEL06・6992・1497